

平成21年度

**「地域情報化事業導入検討会」
活動成果報告書**

2010 年 3 月 25 日
地域情報化事業導入検討会

目 次

第1章 検討会の概要	1
1 設立の背景	1
2 検討会の目的	1
3 実施する事業	1
4 体制及び役割分担	1
(1) 実施体制	1
(2) 役割分担	2
第2章 平成21年度の活動の概要	4
1 平成21年度の取組み方針	4
(1) 平成22年度公募事業への提案準備	4
(2) 平成21年度公募事業への提案	4
2 活動実績	4
3 実施内容	5
(1) 中央省庁等の事業情報の調査	5
(2) 県内フィールド情報の調査	10
(3) 公募事業への提案実施状況	12
(4) 公募事業への採択状況	14
第3章 今後の取組みについて	19
1 今年度の活動・取組みにおける課題及び反省点について	19
2 産業振興計画について	19
3 来年度の活動に向けた取組み方針について	20
付属資料	21
1 活動経過	21
2 活動メンバー	23
3 体制図	23
4 地域情報化事業導入検討会規約	24

第1章 検討会の概要

1 設立の背景

高知県では、平成9年度から産学官が連携を図り、全国に先駆けた情報化への取り組みを実施し、先導的な国モデル事業の導入を図ってきた。その後、他県においても情報化に向けた取り組みが積極的に行われるようになるにつれ、事業の導入が難しくなってきた。また、実験的な意味合いから、実際に活用される、ニーズに基づいたシステムの構築が求められるようになってきた。

これらに対応するため、平成18年4月に産学官が連携し、「地域情報化事業導入検討会」（以下、「本検討会」という。）が設立された。

2 検討会の目的

地域が抱える課題解決につながる情報システム基盤の導入に向け、大学や高知県、市町村、民間事業者が連携し、情報収集や企画提案等の自発的な活動を行うことによって、高知県における地域の情報化を推進することを目的とする。

3 実施する事業

本検討会の目的を達成するため、以下の事業を実施する。

- (1) 地域におけるニーズ・課題・特徴的な活動団体等に関する情報収集
- (2) 中央省庁等におけるモデル事業に関する情報収集
- (3) 新しいIT技術に関する情報収集
- (4) (1)～(3)についてのメール等による情報提供
- (5) モデル事業の公募要領に基づく企画提案書の検討
- (6) 事業フィールド等、関係者間の調整

4 体制及び役割分担

(1) 実施体制

本検討会の構成メンバーは、高知県から協力依頼をした高知工科大学、公募により決定した会員企業及び高知県情報政策課とする。

また、地域の課題やニーズを把握するため、高知県地域づくり支援課の地域支援企画員（高知県内全市町村に配置）とも連携する。

本検討会の実施体制のイメージを図1-4-1に示す。

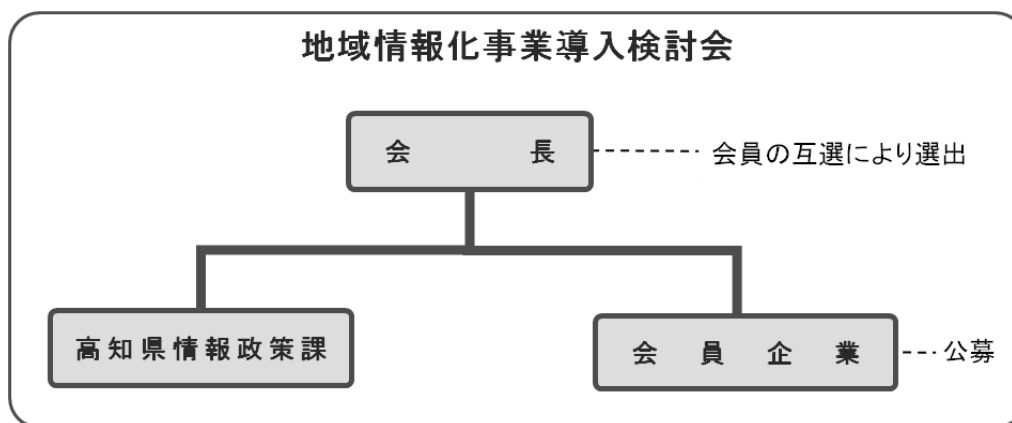


図 1-4-1：実施体制イメージ

(2) 役割分担

本検討会での活動を行うにあたり、以下のとおり役割分担を行う。

会長

- ・参考となる IT 技術情報等の活用や取組みに関するアドバイス
- ・企画提案を進める際の会員企業・高知県などからの相談に対するアドバイス

高知県（情報政策課）

- ・検討会の運営に関わる事務局業務全般
- ・地域の情報収集、国等予算情報収集及び会員企業への提供
- ・関連情報の整理やフィールド調整、国等との調整

会員企業

- ・会員企業個々の持つネットワークを活用した事業情報の収集。
- ・高知県の提供する情報を踏まえて、各会員の得意分野での企画提案協力。
ただし、提案は会員企業の裁量に任せた随時とする。

役割分担に合わせた活動イメージを図 1-4-2 に示す。

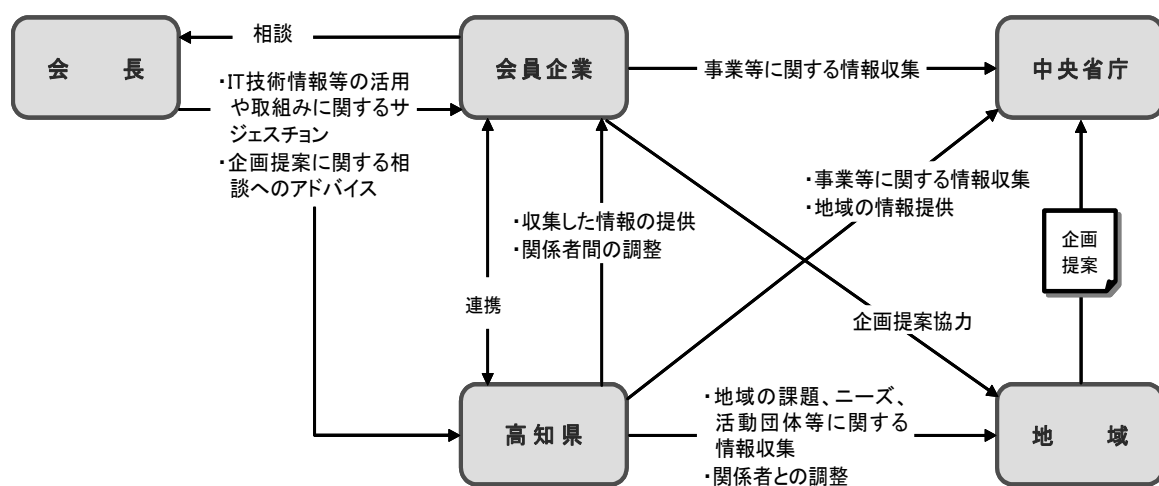


図 1-4-2 : 活動イメージ

第2章 平成21年度の活動の概要

1 平成21年度の取組み方針

本検討会の平成21年度の活動は、以下の2点を中心に取組みを実施することとした。

(1) 平成22年度公募事業への提案準備

中央省庁の補正予算、概算要求状況等及び地域の課題・ニーズ等の情報収集を行い、提案に向けた取組みを実施する。

情報の収集にあたっては、高知県産業振興計画の実現に向けた取組みを優先し、フィールドとしての高知県の優位性を見出していく。

国の経済危機対策等の補正予算について、市町村のICT活用事業の予算化に向けた支援を行う。

(2) 平成21年度公募事業への提案

平成20年度の活動取組みの成果について、追加募集等の情報収集を行いながら、提案に向けた取組みを実施する。

2 活動実績

平成21年度の活動実績を図2-2-1に示す。

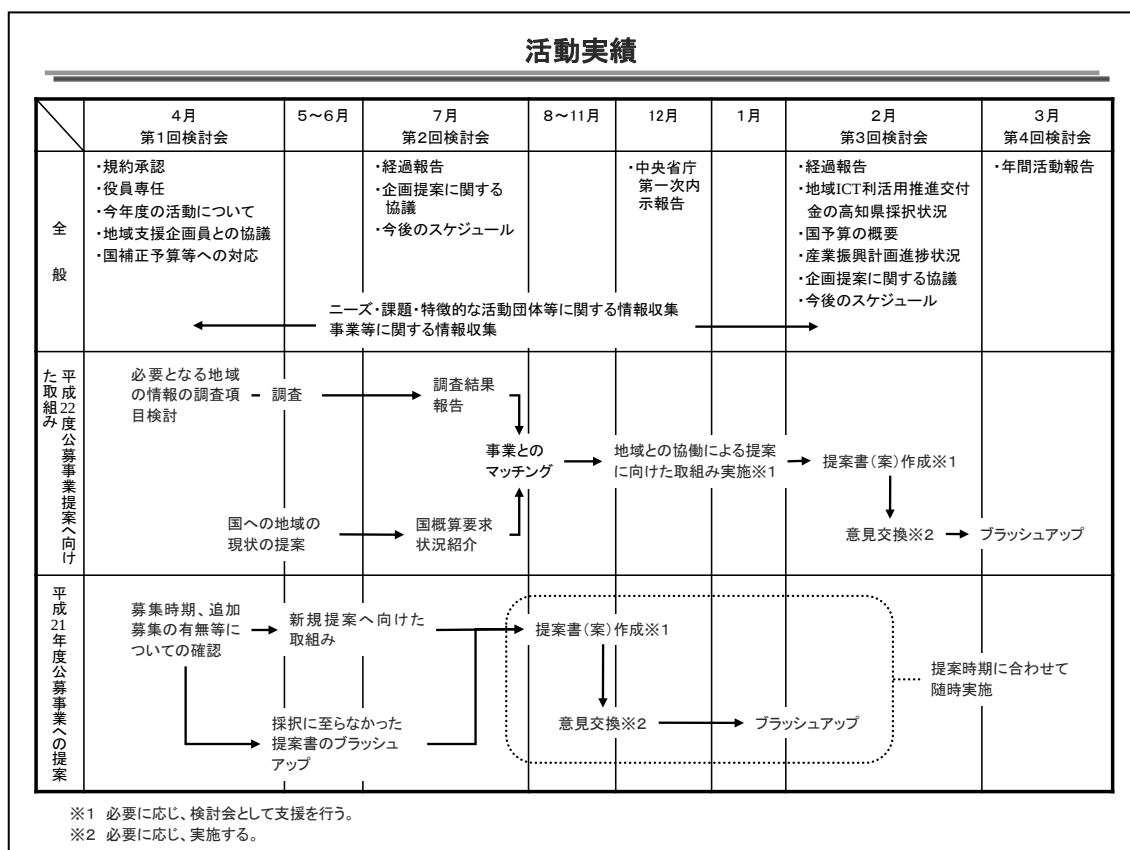


図 2-2-1 : 活動実績

3 実施内容

(1) 中央省庁等の事業情報の調査

各中央省庁等における事業の中から、高知県内の課題解決への取組みに活用でき、かつ、その取組みに必要な検討及び構築費用等の全額が助成対象となるような事業の情報を中心に本検討会で調査収集した。

ア 地域活性化に関する国の施策

国の平成 22 年度予算及び平成 21 年度補正予算に盛り込まれた施策のうち、本検討会の取組みに合致すると思われる事業を取り上げる。

(ア) 総務省の事業

事業名	ユビキタスタウン構想推進事業（地域 ICT 利活用推進交付金）
事業概要	ICT の集中的な利活用によって、安心・安全な街づくり（「ユビキタスタウン」）等を実現するため、交付金制度を創設し、地方公共団体の ICT の導入に係る取組を総合的に支援する。 地域の医療、福祉、防災、行政、産業、農業、観光などの様々な分野において、ICT の利活用により、地域の諸課題の解決、地域経済社会の活性化を実現するため、「地域 ICT 利活用モデル構築事業」によって構築されたモデルや他地域の ICT 導入事例等を基にした、地方公共団体（NPO などとのコンソーシアム等も含む）における ICT の導入に係る一連の取組み（基盤整備、システム構築・運営、人材研修・育成等）を幅広く支援するため、国が定額を補助する。
事業主体	地方公共団体等
担当部局	情報流通行政局 地域通信振興課
予算額	195 億円（平成 21 年度第 1 次補正）
イメージ	
備考	

事業名	ICTふるさと元気事業
事業概要	今後、地方公共団体を補完する役割が見込まれるNPO等を、ICTを利用して地域の諸課題解決を図る「ICT人材」として育成・活用するとともに、これらNPO等「ICT人材」が主体となって、ICTを導入して地域の公共的サービスの維持・向上を図る取組を支援することにより、地域雇用の創出、地域人材の有効活用とともに、少子高齢化への対応や災害対策、チャレンジドや育児期の親等の在宅勤務など地域の喫緊課題の解決を実現する。 ○対象分野・要件 公共分野（医療、介護、福祉、防災、防犯など） NPO等地域人材の育成・活用、雇用創出が前提
事業主体	地方公共団体、地方公共団体の推薦を受けたNPO法人、第3セクター
担当部局	情報流通行政局 地域通信振興課
予算額	65 億円（平成 21 年度第 2 次補正）
イメージ	
備考	

事業名	地域 I C T 利活用広域連携事業
事業概要	複数の地方公共団体が広域連携して、N P O 等をはじめとする地域 I C T 人材の育成・活用により、公共分野における効率的な I C T 利活用に資する取り組みを委託事業として実施し、全国各地域における公共サービスの向上とともに、公共分野における I C T 利活用の促進を図る。 ○対象分野・要件 公共分野（医療、介護、福祉、防災、防犯など） 複数の自治体による広域連携が前提
事業主体	地方公共団体、（地方公共団体の推薦を受けた N P O 法人、第 3 セクターも含む。）
担当部局	情報流通行政局 地域通信振興課
予算額	82 億円（平成 22 年度当初）
イメージ	
備考	

イ 財団法人地域活性化センターの助成事業

財団法人地域活性化センターが実施する助成事業のうち、本検討会の取組みに合致すると思われる事業は、以下のとおりである。

事業名	魅力ある商店街づくり助成事業
事業概要	市町村が中心市街地における商店街の振興について策定した基本計画等に基づき行う事業で、商店街のイメージアップ又は中心市街地の再活性化を目的としたモデル的な商店街の振興整備事業で次に挙げるもの。 ・商店街内及びその隣接地に生じている空地（空家）を公共用スペースとして活用することによって、商店街の集客力を高める施設や地域の商業の振興に資する施設の整備事業。 ・商店街に統一したイメージを与えることにより、景観のイメージアップを図る整備事業。 ・商店街の情報化等本助成事業の趣旨に合致した事業であって、自治宝くじの普及宣伝の効果が発揮できると認められるハード事業の整備事業。
事業主体	市区町村（実施に当たり、その業務の一部または全部を商店街振興組合等に委託することができる。）
助成金	1件につき、2,000万円に消費税額等（消費税及び地方消費税の額をいう。以下同じ）を加えた額を上限とする。助成金の額は、助成対象経費の100%以下とする。
助成期間	1年以内とし、助成金の交付決定があった年度に事業を完了するものとする。
備考	【事業のポイント】 自治宝くじの普及宣伝の効果が発揮できると認められることのほか、次の基準によって総合的に判断し、選定するものとする。 ・商店街の機能の発揮に有効な事業であること ・地方の特色を活かした先進性及び独創性を有する事業であること。 ・基本計画等の実現に寄与するものであること。 ・大規模小売店舗の進出又は撤退により影響を受けた商店街で実施される事業等、必要性及び緊急性の高い事業であること。 ・都道府県及び市町村の各種振興計画の推進と連携し、地域の活性化に寄与するものであること。 【助成対象外となる事業】 ・本来、行政機関が整備すべき基本的機能と考えられる施設等の整備事業 ・宝くじのイメージにそぐわないと思われる施設等の整備事業 ・長期にわたり自治宝くじの普及宣伝の効果が発揮できない施設等の整備事業

事業名	公共スポーツ施設等活性化助成事業
事業対象	市区町村が設置する公共スポーツ施設等の有効利活用を促進するためにその管理運営に創意工夫を凝らして実施するモデル的な事業に対する支援を行うことを目的として助成事業を行い、地域スポーツの振興と地域の活性化を推進する。 システム整備事業：助成対象施設の有効利活用を促進するために実施される効果的・効率的な利用システムを新規に整備するもの、又は、抜本的見直しを行うもの。 ソフト事業：助成対象施設において実施される地域スポーツ活動を推進するためのソフト事業、又は、健康増進に資するためのもの。
事業主体	市区町村、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会
助成金	システム整備事業：1,000万円 ソフト事業：100万円 システム整備事業とソフト事業を併せて実施する事業については、1,000万円（そのうち、ソフト事業については100万円以内） いずれも消費税額等（消費税及び地方消費税の額をいう。以下同じ）を加えた額を上限とする。 助成金の額は、助成対象経費の100%以下とする。
助成期間	1年以内とし、助成金の交付決定があった年度に事業を完了するものとする。
備考	【事業のポイント】 「効果的・効率的な利用システムの整備」とは、次のような事項について創意工夫を凝らした管理運営を行うことにより、地域住民の利便性の向上、利用者数の増大・利用率の向上等に資するものを想定。 ・休日開館・夜間会館等利用者のニーズに即した利用日・利用時間の設定 ・料金割引制度・サービスのレベルに見合った利用料の設定等多様な料金システムの導入による利用者数の増大 ・利用者支払方法の簡便化等による利用者の利便性の向上 ・外部への管理運営の委託によるサービスの向上、経費の節減等 ・広域的な施設間のネットワーク化・施設情報の提供等によるサービスの向上 ・多目的利用（一般開放の他、プロスポーツ・行政イベント等の利活用）の促進 ・保険制度の導入等利用者の安全確保体制の整備 【助成対象外となる施設】 ・学校体育施設

(2) 県内フィールド情報の調査

本検討会での「事業提案につながる可能性のある地域での取組み」について、今年度、重点的に取組むこととした「高知県産業振興計画の実現への支援」を進めて行くため、地域支援企画員（総括）との意見交換会を開催し、本検討会の活動内容、取組みの概要説明及び連携方法等について協議を行った。

なお、地域支援企画員（総括）との意見交換会及び国の経済危機対策等の補正予算を活用した市町村のICT活用事業の予算化の支援、並びに、市町村訪問調査を実施する中で情報収集した地域の課題・ニーズについては、以下の「ア」のとおりである。

また、高知県において「高知型福祉」の実現に向けて今年度から県内市町村に整備を進めている「あったかふれあいセンター」について、新たな公共サービスの担い手として、地域に密着した活動をしているNPO法人等を育成・活用していく仕組みとなっていることから、今後の国の施策の動きにつながる展開であると考え、本検討会において今後の市町村フィールドの候補として位置づけ、担当部署と情報共有しているところである。

なお、あったかふれあいセンターの取組みについては、以下の「イ」のとおりである。

ア 地域の課題・ニーズについて

- ・災害時及び日常の見守りにも活用できる要援護者の支援システムを構築し地図情報システムと連携させたい。
- ・災害時における要援護者支援システムを導入したい。
- ・ブロードバンドを活用した見守りシステムを導入したい。
- ・地域農産品・観光資源情報一元化による情報発信システムを複数の市町村連携により構築したい。
- ・商店街の活性化を目的としたポータルサイト構築に向けた取組みを検討しているが、運営にあたり技術的なノウハウがない。
- ・HP作成に関する補助事業はないか。
- ・公共施設の予約システムを構築したい。
- ・公共施設の予約システムを複数の市町村で共同利用したい。

イ あったかふれあいセンターの取組みについて

高知県では、こどもから高齢者、障害者などすべての県民が、住み慣れた地域で安心して、ともに支え合いながら生き生きと暮らすことができる地域づくりを推進するとともに、これまでの福祉という枠や概念を超えて、中山間地域等の実情に即した、新しい福祉の形を地域地域で作り上げていく「高知型福祉」の実現を目指した取組みを進めており、今年度から、この「高知型福祉」の取組みの一つとして、各市町村に「あったかふれあいセンター」を整備している。

【高知県の福祉の現状】

- ・中山間地域が多く、全国に先行して人口減少と高齢化が進んでいる。
- ・福祉サービスの利用者が広い地域に点在している。
- ・国の制度ではサービスごとに一律の人員配置や定員基準などが決められている。

特に中山間地域等では、全国一律の縦割りの福祉サービスの基準では、子育てや介護、自立支援など多様なニーズがありながらも、それぞれのサービス利用者が少ないため、サービスが提供されにくい状況となっている。

子どもから高齢者まで年齢や障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で必要なサービスを受け安心して暮らせる仕組みづくりとして、「あったかふれあいセンター」の整備を進めている。

【あったかふれあいセンターの概要】

高齢者、児童の見守りや一時預かり、配食サービスや買い物代行、生活訓練や就労支援など、地域の実情に応じて必要とされる支援サービスを、一箇所で一度に提供していく場であり、「地域住民の交流の場・支え合いの拠点」を目指している。

・センターの運営

市町村が社会福祉法人やNPO法人、民間企業に運営を委託

※ 地域住民の参画、地域に開かれた運営体制の整備、地域の雇用対策

・実施市町村

平成 21 年度：22 市町村（28 ヲ所）

※ 平成 22 年度は全 34 市町村、44 ヲ所で実施予定



(3) 公募事業への提案実施状況

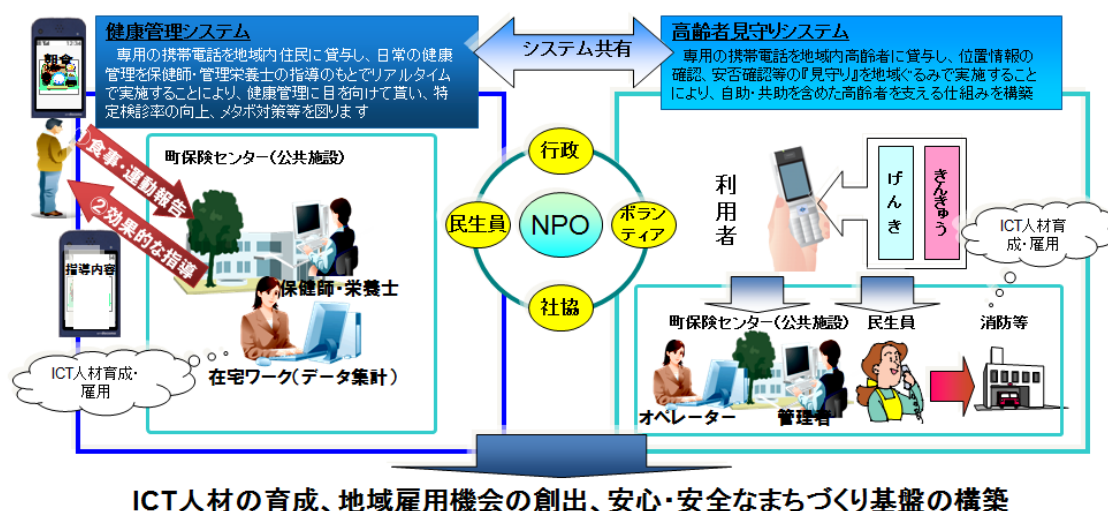
平成 21 年度に公募された事業に向けて、本検討会会員が提案を実施したもの、または、企画書を作成したものを以下に示す。

ア 提案したもの

(ア) ICTふるさと元気事業（総務省）

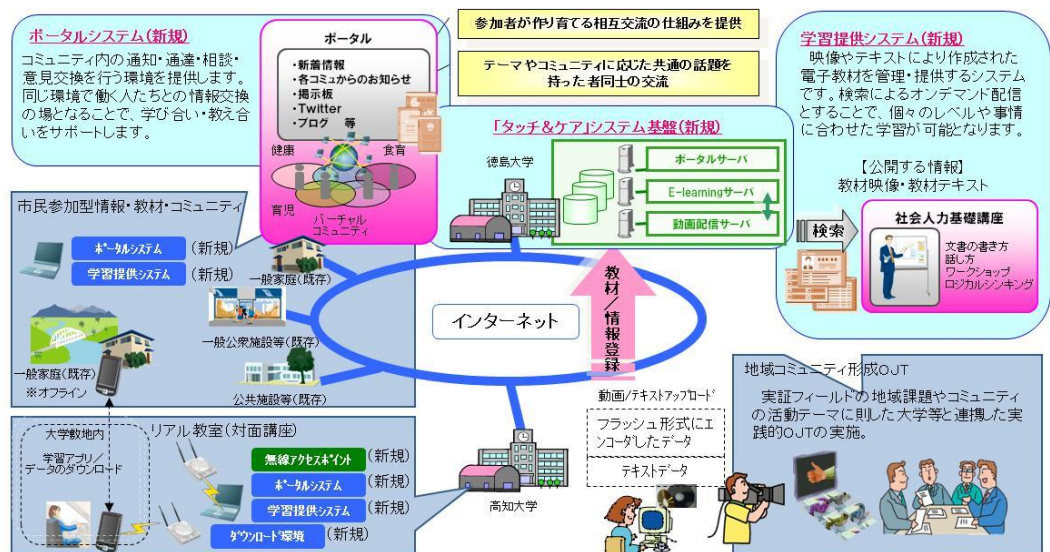
事業名	申請中	
事業主体		
事業概要		
事業実施期間		
採択状況		

【事業イメージ図】



事業名	申請中	
事業主体		
事業概要		
事業実施期間		
採択状況		

【事業イメージ図】



イ 企画書を作成したもの

- (ア) 地域の固有資源を活用したICT利活用の健康事業
- (イ) 高齢者見守りネットワーク構築事業
- (ウ) 災害時危機管理対策支援システム
- (エ) 災害時要援護者管理システム

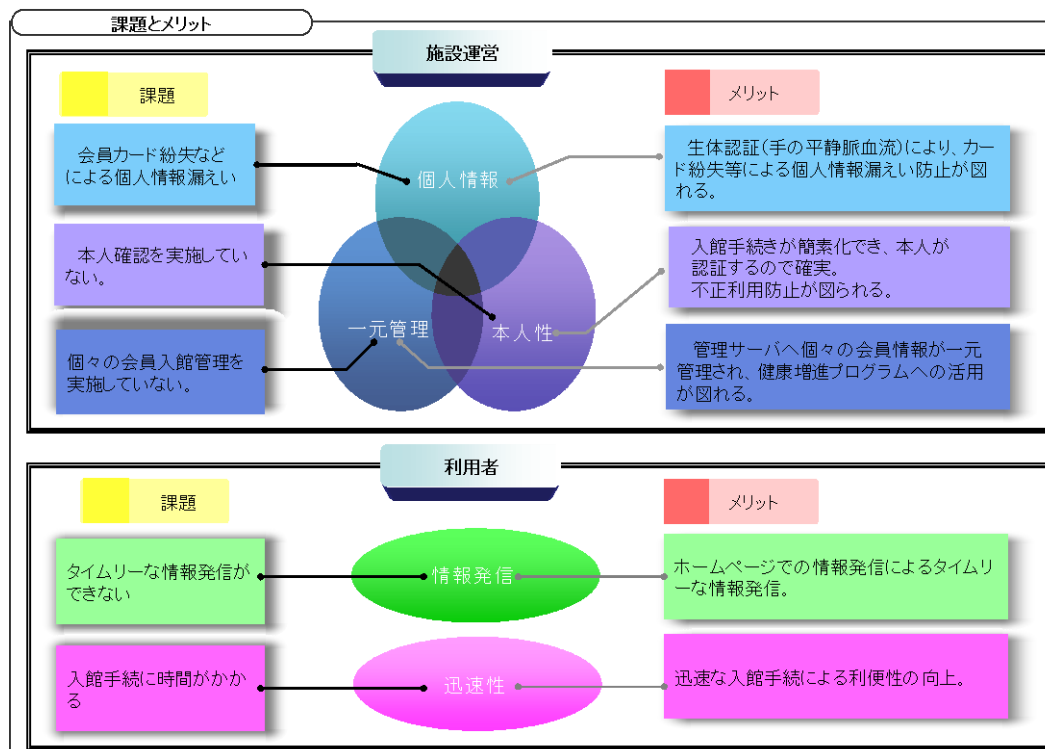
(4) 公募事業への採択状況

ア 公共スポーツ施設等予約システム整備事業（財団法人地域活性化センター）

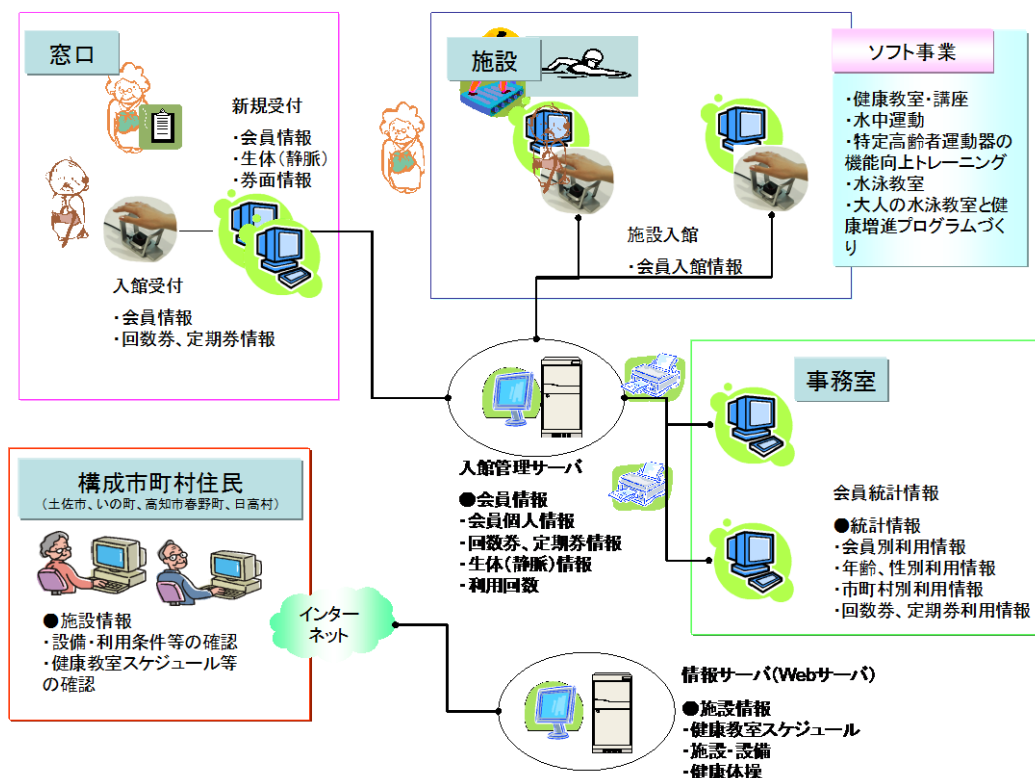
平成 20 年度に本検討会会員が提案書の作成支援を行い、今年度採択された事業の概要を以下に示す。

事業名	生体認証（手の平静脈血流）入館管理システム等整備
事業主体	土佐市
事業概要	利用者の利便性の向上や施設管理業務の改善、効率的な情報管理などを目的として、「生体認証（手の平静脈血流）入館管理システム」を導入し、併せて、施設の利用増や各種の健康教室等の情報発信を行うホームページを開設する。 生体認証の実施により、不正利用防止、高度な個人識別、カード盗難等による利用者情報漏えい防止が可能となる。 利用者にとっては、入館手続の簡素化、また、利用カード発行・管理コストが不要のため、利便性の向上や負担軽減を図ることが可能。 また、施設の利用案内や健康教室開催の情報発信を行うホームページを構築し、利用者の増加、健康増進への取り組み等の活性化につなげる。
事業実施期間	平成 21 年度
採択状況	平成 21 年 4 月採択 採択金額：1,000 万円

【生体認証（手の平静脈血流）入館システム導入時における効果】



【生体認証（手の平静脈血流）入館管理システム導入後の概要図】

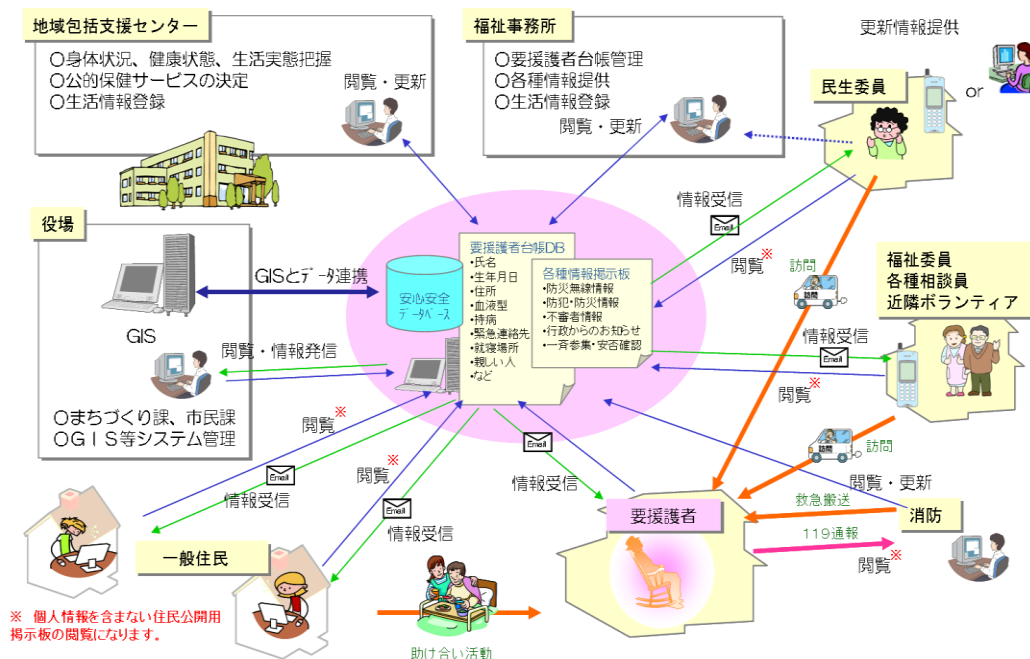


イ ユビキタスタウン構想推進事業（総務省）

平成 21 年度に本検討会会員が提案書の作成支援を行い、採択された事業の概要を以下に示す。

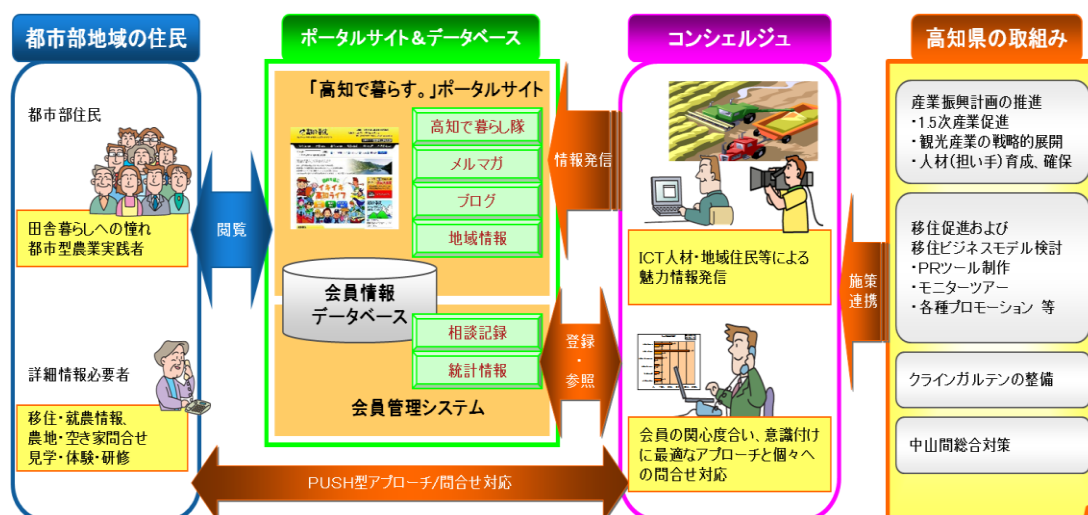
事業名	見守り・助け合い支援システム構築事業
事業主体	安芸市
事業概要	少子高齢化に伴う超高齢化社会という地域課題に対して、行政支援だけでなく、民生委員、ケアマネージャーや地域住民まで I C T を用いた各種の情報共有を行うことで、災害発生時に対する地域全体での支え合い・助け合いの基盤整備を行う。 高知県津野町で取り組んでいる「地域の見守り・助け合い活動への I C T 活用モデル事業」の成果をもとに整備する事業である。 要援護者の各支援機関で作成している要援護者台帳の二重管理をなくし、情報の共有化を図るとともに、G I S 連携により避難優先度の高い要援護者を視覚的に把握・情報管理を実施し、支援体制を強化する。 また、見守り・助け合い支援システムで共有する要援護者情報について、各支援機関で日常的に行っている高齢者や障害者の支援業務及び緊急時や災害発生時の支援活動に活用する。
採択状況	平成 21 年 12 月交付決定 交付金額：33,993 千円

【事業イメージ図】



事業名	移住・新規就農希望者フォローアッププロジェクト
事業主体	高知県
事業概要	高知県への移住や新規就農を希望される方の把握や相談があった方へのフォローアップが不十分であったため、既存のポータルサイトから会員登録やメルマガ送信登録された方々の個人情報を自動でデータベースに蓄積できる仕組みを構築するとともに、過去に相談のあった方々の個人情報や相談履歴をデータベースに格納して一元管理し、関係者間で情報共有する仕組みを構築することで、十分なフォローアップを行い、着実な移住や新規就農につなげる。 また、既存のポータルサイトのコンテンツ制作、データベースの管理・運営及びデータベースを活用したきめ細やかなフォローアップを行う人材を育成し、関係者のコミュニケーションスキルやコーディネートスキル、取材力、企画力等のスキルアップを図る。
採択状況	平成 21 年 12 月交付決定 交付金額：10,000 千円

【事業イメージ図】



事業名	高齢・山間地域における産業活性化に向けたＩＣＴ利活用事業
事業主体	津野町
事業概要	複数の産直所間をネットワークで結び、ＰＯＳと連動した産直システムを導入し、各店舗での売上実績をリアルタイムで一元管理する広域ネットワーク型産直システムを構築する。 リアルタイムで集計される売上情報を基に、出品した商品の店頭での残数を把握できるよう売上情報を各生産者にメールで配信することにより、補充を促すことで品薄、品切れ状態を起こさない仕組みを構築する。 また、生産者への清算処理、各店舗での売れ行き動向などの処理を一元化し、情報共有することで、業務の集約化・効率化を図るとともに、集約した情報を分析する仕組みを導入し、全体的な販売戦略及び事業展開が図れる環境を整備する。
採択状況	平成 21 年 12 月交付決定 交付金額：38,975 千円

【事業イメージ図】



第3章 今後の取組みについて

1 今年度の活動・取組みにおける課題及び反省点について

本検討会の目的を達成するために必要な地域の課題やニーズ等の掘り起こしがまだ十分でないことが課題として挙げられる。

また、国の経済危機対策等による補正予算への対応として、市町村のICT利活用事業への予算化に向けた支援を行ったが、地域の課題・ニーズの把握が遅かったことや準備期間が短期間であったことから、ニーズはあったものの申請に至らないものがあるなど十分な企画づくりの支援が行えなかった事例もあった。

ICT基盤の整備については、平成21年度国の補正予算により高知県内ほぼ全域でブロードバンドが利用できる環境が整備される予定であるため、今後は、その整備された基盤の利活用に関するニーズがより高まってくると考えられる。

このため、本検討会の取組みを広報しながら、地域のニーズを把握し、国の補正事業にも対応できるよう準備しておく必要がある。

2 産業振興計画について

産業振興計画は、高知県に活力を取り戻し、将来に一層の希望を持って暮らせるために、県内の各界、各層が共通の目的を持って共に取り組めるような県勢浮揚の総合戦略（トータルプラン）として、高知県が策定を進めている計画である。

計画は、産業別の戦略を示す「産業成長戦略編」と、県内7つのブロック単位で策定し、具体的な取組を示す「地域アクションプラン編」から構成される。

昨年度は「足固めの年」として産業振興計画の策定を行い、今年度は計画を動かし行動する「実行元年」として、地産地消・地産外商の推進、産業間連携の強化、人材育成・担い手確保等各産業分野における取組み及び県内各地での地域アクションプランの取組み等進め、成果の兆しが見え始めてきたところである。

来年度は「挑戦の年」として位置づけ、計画実行のさらなる加速化に向けて、計画を5本の柱を中心に改定し実行する。

また、地域アクションプランについて、221事業から来年度は238事業に拡大させ、取組みを支援していく。

【改定の5本柱】

- ・地域外商戦略の加速化
- ・「ものづくりの地産地消」の促進
- ・ポスト「龍馬博」の推進
- ・地域の取り組みのステップアップ推進
- ・地域産業を創造・リードする人材の育成・確保

3 来年度の活動に向けた取組み方針について

平成 21 年度国の補正予算で県内全域におけるブロードバンド整備が進展することから、今後は、この基盤を活用した I C T の利活用に重点が移る予定であり、国の施策の方向性も同様である。そのため、平成 22 年度は、高知県産業振興計画の実現に取り組んでいる県の地域支援企画員、地域振興に取り組んでいる市町村職員や N P O 法人等、高知型福祉「あったかふれあいセンター」などの福祉部門等とも情報共有しながら、県内全域における I C T 利活用を目指す取組みを行う。

このため、来年度は高知県産業振興計画の取組みに合わせた活動やブロードバンドの整備を踏まえた事業展開を念頭に、地域におけるニーズの高い見守り活動などの高知県の地域課題を解決するための活動を行うこととする。

また、市町村及び県の関係機関に対して本検討会の取組みの周知活動を強化し、地域の課題・ニーズ等に関する情報収集に努めるとともに、国の動きに対応できるよう事前の準備、調整を行うこととする。

付属資料

1 活動経過

第1回地域情報化事業導入検討会

- ・ 日 時：平成 21 年 4 月 28 日（火）15:15～17:30
- ・ 場 所：電気ビル 7 階 705 会議室・高知県自治会館 4 階会議室
- ・ 出席者：株式会社高知電子計算センター、株式会社ソフテック、
西日本電信電話株式会社高知支店、日本電気株式会社高知支店、高知県
- ・ 議 事
 - 1 規約（案）
 - 2 役員選任
 - 3 平成 21 年度の取組み方針
 - （1）活動方針及びスケジュール
 - （2）国予算の概要
 - （3）高知県産業振興計画等への対応
 - 4 地域新企画員（総括）との協議
 - （1）地域情報化事業導入検討会の取組み
 - （2）取組み対象の国費事業
 - （3）今後の連携方法

第2回地域情報化事業導入検討会

- ・ 日 時：平成 21 年 7 月 27 日（月）15:30～17:00
- ・ 場 所：電気ビル 7 階 714 会議室
- ・ 出席者：高知工科大学、株式会社高知電子計算センター、
西日本電信電話株式会社高知支店、日本電気株式会社高知支店、
富士通株式会社高知支店、高知県
- ・ 議 事
 - 1 前回議事録の確認
 - 2 経過報告
 - 3 企画提案に関する協議
 - （1）地域 ICT 利活用推進交付金の公募概要
 - （2）企画提案の協議
 - 4 今後のスケジュール

第3回地域情報化事業導入検討会

- ・ 日 時：平成 22 年 2 月 18 日（木）15:30～17:00
- ・ 場 所：電気ビル 6 階 604 会議室
- ・ 出席者：高知工科大学、株式会社高知電子計算センター、
西日本電信電話株式会社高知支店、富士通株式会社高知支店、高知県
- ・ 議 事
 - 1 前回議事録の確認
 - 2 経過報告
 - 3 地域 ICT 利活用推進交付金の高知県採択状況
 - 4 国予算（平成 22 年度当初・平成 21 年度第 2 次補正）の概要
 - 5 高知県産業振興計画の進捗状況
 - 6 高知県におけるブロードバンドサービスエリアの現状
 - 7 企画提案に関する協議
 - （1）地域 ICT 利活用推進交付金への企画説明
 - （2）ICT ふるさと元気事業への企画説明
 - （3）あったかふれあいセンターの取り組み
 - 8 今後のスケジュールについて

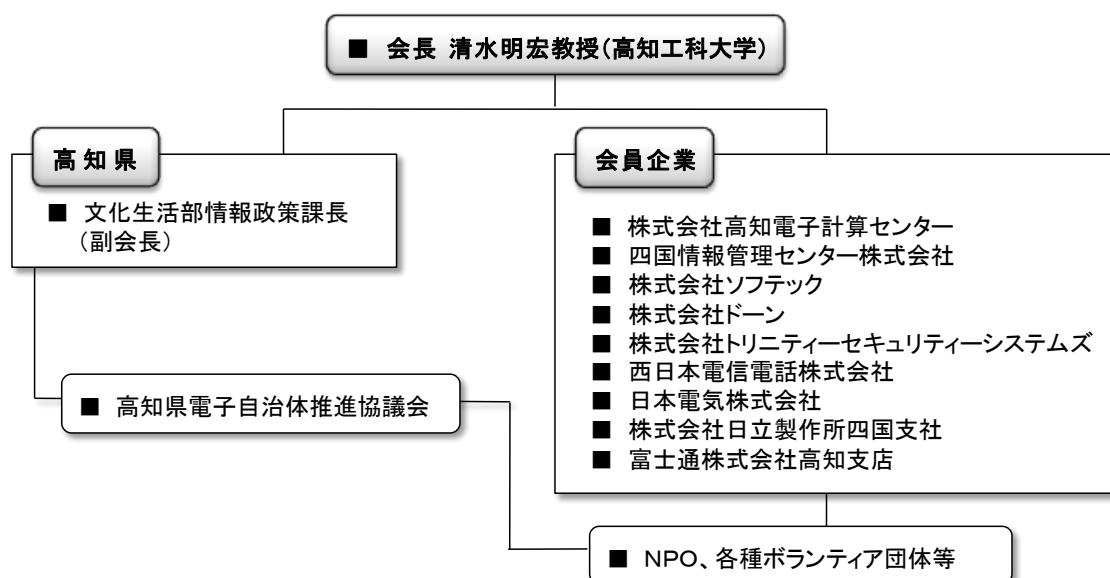
第4回地域情報化事業導入検討会（メール会議）

- ・ 日 時：平成 22 年 3 月 16 日（火）
- ・ 出席者：株式会社高知電子計算センター、四国情報管理センター株式会社、
株式会社ソフテック、株式会社ドーン、
株式会社トリニティーセキュリティーシステムズ、
西日本電信電話株式会社高知支店、株式会社日立製作所高知支店、
日本電気株式会社高知支店、富士通株式会社高知支店
- ・ 議 事
 - 1 前回議事録の確認
 - 2 活動成果報告書について
 - 3 今後の取り組みについて

2 活動メンバー

項番	団体名
1	高知工科大学 工学部情報システム工学科教授 清水 明宏
2	株式会社高知電子計算センター
3	四国情報管理センター株式会社
4	株式会社ソフテック
5	株式会社ドーン
6	株式会社トリニティーセキュリティーシステムズ
7	西日本電信電話株式会社高知支店
8	日本電気株式会社高知支店
9	株式会社日立製作所四国支社高知支店
10	富士通株式会社高知支店
11	高知県

3 体制図



4 地域情報化事業導入検討会規約

(名称)

第1条 本会は、地域情報化事業導入検討会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、地域が抱える課題解決につながる情報システム基盤の導入に向け、大学や高知県、市町村、民間事業者が連携し、情報収集や企画提案等の自発的な活動を行うことによって、高知県における地域の情報化を推進することを目的とする。

(事業内容)

第3条 本会は、第2条に定める目的を達成するための情報収集、関係者間の調整及び協議検討等を行う。

(会員)

第4条 本会の目的に賛同し、積極的に事業に取り組む意識を有する行政機関、企業、個人等を会員とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

会長 1名

副会長 1名

2 会長は、会員の互選により選出する。

3 副会長は、会長が指名する。

4 役員の任期は、本会が解散されるまでの期間とする。

(役員の職務)

第6条 会長は、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときはその職務を代行する。

(事務局)

第7条 本会の事務局は高知県文化生活部情報政策課に置く。

(会議)

第8条 本会の会議は、会長が招集する。

2 会議には必要に応じ、助言者の出席を求めることができる。

(設置期間等)

第9条 本会の設置期間は、平成22年3月31日までとする。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会員の協議により決定する。

附則

この規約は、平成21年4月28日より施行する。